

地域の実情を踏まえた地域医療構想(ビジョン)の策定について

【担当省庁】厚生労働省

京都府においては、医療法の改正に基づき、平成 27 年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定に向け検討を進めているところであり、ビジョンの実効性を確保するため、以下の措置を講じていただきたい。

地域医療構想策定ガイドラインの見直し

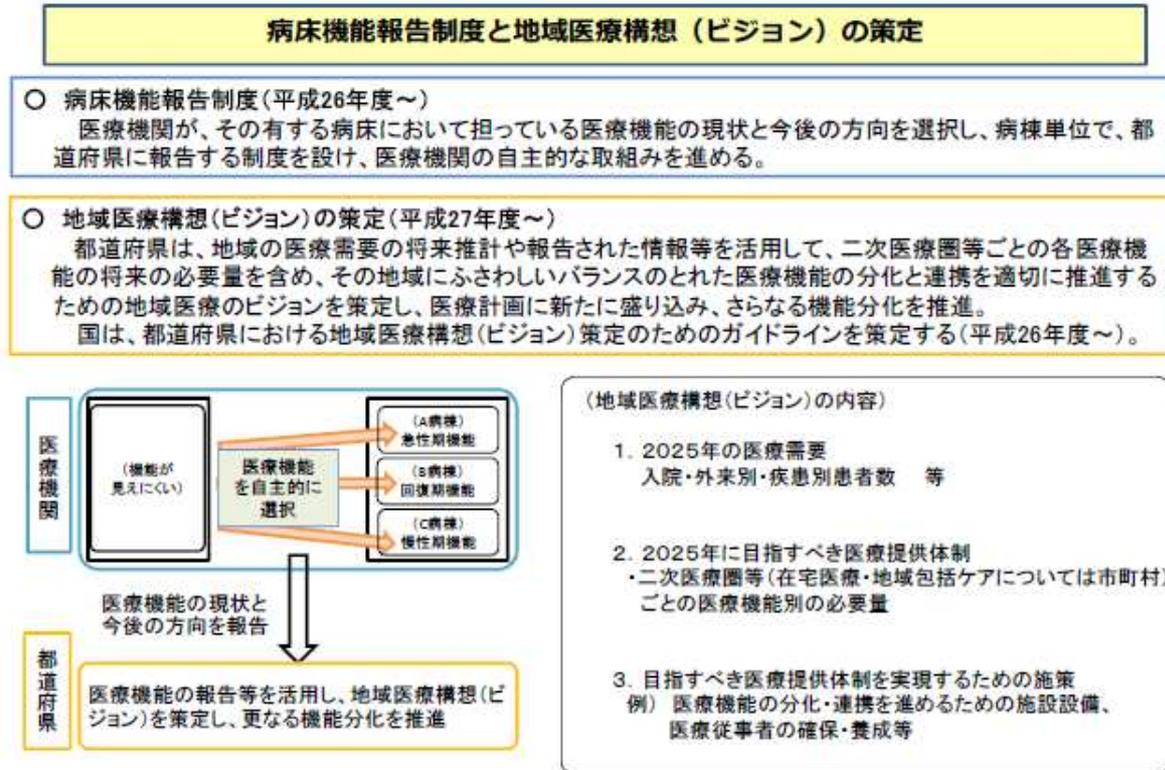
国が定めた地域医療構想策定ガイドラインでは、病床機能別の必要病床数算定に当たって、推定する病床稼働率を全国一律に設定するなど画一的な基準が採用されている。地域の実情を踏まえた対応となるよう、地域医療構想策定ガイドラインの見直しをされたい。

ガイドラインによると 2025 年の本府における慢性期病床は現状から大幅に減少するなど、病床需要の見込みが大きく引き下げられるおそれがあるが、このような急激な見直しにより入院患者の行き場がなくならないよう慎重な対応が必要であり、医療現場や住民に混乱をきたすことがないよう地域の実情を十分に踏まえた柔軟な対応を検討し、慎重に対応していただきたい。

なお、地域医療の質を維持するためには、国において、受け皿として期待される在宅医療や介護施設の整備などの地域包括ケア体制の早期充実を図る必要がある。

【現状・課題等】

2025 年における病床機能別の必要病床数の考え方



2025 年における病床機能別の必要病床数の考え方

高度急性期病床、急性期病床

- ・ 問題点：D P C 病院の医療行為に関するデータやレセプトデータを分析(患者への診療行為を診療報酬の出来高点数で換算(医療資源投入量))し、各機能ごとの病床稼働率で割り戻して、必要量を推計
- ・ 各機能ごとの病床稼働率を全国一律に適用
高度急性期 75 % 急性期 78% 回復期 90% 慢性期 92%
- ・ 国によると 2025 年における京都府の「高度急性期病床」及び「急性期病床」の必要病床数は、12,354 床(現状 19,746 床、 7,392 床)と推計

慢性期病床

- ・ 問題点：2025 年には医療療養及び介護療養のうち、医療区分 1 相当の患者の 70 % をそれぞれ控除し、さらに、入院受療率を全国最小レベルもしくは中央値まで減少するよう補正することとなっている。
慢性期病床は大幅に減少することとなるが、そもそも全国最小レベルもしくは中央値まで減少させることが地域の实情に合致しているか慎重に検討すべきである。

【京都府の担当課】

健康福祉部 医療課 075-414-4741